



令和7年度歳末たすけあい

福祉課題を抱える子どもの支援事業

配分（助成）申請要領

1. 趣 旨

少子化の進行や経済的な困窮など様々な社会問題に直面する中、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもたちが誰ひとり取り残されず、安心して成長、活躍していけるように地域全体で支援していくことが求められています。

そこで、県内の子どもたちが健やかな新年を迎えることができるよう、経済的な問題などにより困難な状況に置かれている子どもたちに対する支援活動を実施する事業に対して配分を行います。

2. 配分金額 上限10万円（1団体あたり）

※申請数及び募金実績によって申請額どおりに配分できないことがあります。

3. 配分事業対象期間

令和7年12月1日～翌年2月28日までに実施される事業を対象とします。

4. 配分対象団体等

- (1) 山梨県内において、これまで福祉課題のある子どもの支援活動（子ども食堂や配食などの食支援や学習支援、居場所づくり等）の実績がある民間非営利団体であることを要件とします。

法人格の有無は問いません。団体が活動するうえで最低限必要である会則、団体名義の口座等が整備されていることが必要です。

- (2) 本会が決定した他の配分事業で令和7年度に事業を実施する受配団体においては、事業及びその費用が明確に分かれていることを要件とし、申請を行うことが可能です。

5. 配分対象事業

- (1) 経済的な問題などにより困難な状況に置かれている子どもたちに対する支援活動を対象とします。
- (2) 配分事業対象期間内（R7.12/1～翌2/28）に実施する事業とその期間に精算される事業経費を対象とします。団体が行っている通常の活動は対象外です。
- (3) 事業に伴う経費の必要性があることが配分申請書から確認できることを配分要件とします。

6. 配分対象経費

基本的に事業に要する経費を対象とします。

※例えば、下記（１）～（７）の費用等

（１）活動に係る食材や消耗品・備品を購入する費用

※備品のうち、パソコンやプリンター等の汎用性の高い物品は対象外とします（事業を実施する上で専用に整備する必要性が認められ、かつ用途を限定したものを除く）。

（２）活動に使用した会場の賃借料や水道光熱費

※但し、団体及び団体関係者が所有する会場を使用した場合は、対象外とします。

（３）支援対象者への食品やお弁当等の配送費や食品等の配達に伴う燃料費

※食品や材料等の調達に係る燃料費は対象外とします。

（４）活動に係る講師等の謝金、旅費等の経費

※但し、団体関係者が講師等となる場合の謝金、旅費等は対象外とします。

（５）活動の広報周知や連絡等に使用する通信費、印刷費

（６）ボランティア行事用保険料 ※年間活動の保険料は対象外とします。

（７）その他、本会が適当と判断したもの

※公的資金が充てられる費用、団体の通常活動に係る人件費、団体の維持・管理のみを目的とした経費は対象外とします。

7. 申請方法

（１）次の①②に掲げる申請様式（歳申）１－２号、（歳申）２－２号に必要事項を記入の上、必要書類③～⑩を添付し申請期限までに山梨県共同募金会へ提出を行ってください。

【申請様式・必要書類】※社会福祉協議会については、④～⑩は提出不要

①「令和７年度福祉課題を抱える子どもの支援事業配分申請について」

様式（歳申）１－２号

②「令和７年度福祉課題を抱える子どもの支援事業配分申請書」

様式（歳申）２－２号

③【備品整備の場合】見積書の写し、カタログ等の写しを添付すること。

※価格・型番等が記載されているウェブページ画面の印刷でも可。

④令和６年度事業報告書

⑤令和６年度決算書

⑥令和７年度事業計画書

⑦令和７年度予算書

⑧定款、寄付行為または会則

⑨役員名簿

⑩団体の活動実績がわかる書類

（２）申請期限：令和７年１０月３日（金）必着

8. 配分決定と完了報告等

- (1) 配分の決定は、山梨県共同募金会から「配分決定通知書」を交付し、行うもの
とします。
- (2) 配分決定団体は、活動終了後、1ヵ月以内に報告様式3-2号「令和7年度福祉
課題を抱える子どもの支援事業完了報告書」及び領収書のコピー、活動実績が
わかる資料や成果物、活動に係る写真等を山梨県共同募金会あて提出いただき
ます。

9. その他

- (1) 配分決定団体が次の項目に一つでも該当するときは、配分金の全額若しく
は一部を山梨県共同募金会に返還していただきます。

- [1] 配分事業対象期間外に事業実施・精算を行ったとき
- [2] 経理状況が極めて不良と認められるとき
- [3] 経理上不都合ありと認められるとき
- [4] 配分決定後事業を一部休止又は廃止したとき
- [5] 配分金を指定された事業以外に使用したとき
- [6] 事実と相違した配分申請又は使途報告を行ったとき
- [7] その他、山梨県共同募金会が不相当と認めたとき

10. 申請書提出先・問い合わせ先

社会福祉法人山梨県共同募金会
〒400-0022 甲府市北新 1-2-12
TEL: 055-254-8685 FAX: 055-254-8684
E-mail: toiawase@akaihane-yamanashi.jp

